

第五十七号議案

江戸川区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する  
条例

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

第一条 江戸川区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

川区条例第二十二号の一部分を次のように改正する。

第一条中「住民基本台帳カードの」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の」に、「住民基本台帳法」を「同法第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法」に、「法」を「旧住基法」に改める。

第二条中「法」を「旧住基法」に改め、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 江戸川区の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置した多機能端末機を利用して、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受けるサービス

第三条を削る。

第四条第一項中「区長」を「江戸川区長」に、「第二条」を「前条」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「規則」を「江戸川区規則」に改め、同条を第四条とする。

第二条 江戸川区住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改

正する。

第二条中「次に掲げる」を「江戸川区の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者が設置した多機能端末機を利用して、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受ける」に改め、同条各号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中江戸川区住民基本台帳カードの利用に関する条例第二条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として一号を加える改正規定 江戸川区規則で定める日

二 第二条の規定 平成二十八年四月一日

（住民基本台帳カードを利用して、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付を受けることができる者）

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードを利用して第一条の規定による改正後の江戸川区住民基本台帳カードの利用

に関する条例第二条に規定するサービスの全部又は一部を受けることができる者は、第一条の規定による改正前の江戸川区住民基本台帳カードの利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条の規定により、平成二十七年十二月二十八日までに住民基本台帳カードに旧条例第二条に規定するサービスを受けるために必要なアプリケーションプログラム及び情報を記録されている者とする。

（説明）

個人番号カードを使用して、民間事業者が設置した多機能端末機により、住民票の写し及び印鑑登録証明書を交付するサービスを導入することに伴い、住民基本台帳カードを使用して、当該サービスを利用できるようにするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。